

Weekly Report

第593号
令和3年3月15日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

緊急事態宣言に伴う一時支援金Q & A

緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や外出自粛等で、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に対する一時支援金(法人60万円、個人30万円が上限)の申請受付が始まりました(5月末まで)。

◆給付対象に関するQ & A

Q. 給付対象者の主な要件は？

A. ①緊急事態宣言の発令地域(以下、宣言地域)の飲食店と直接・間接の取引がある、又は宣言地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことで、②本年1月～3月のいずれかの月の売上が前年比又は前々年比で50%以上減少した中小法人等(資本金10億円未満)や個人事業者等(フリーランスを含む)が給付対象となります。

Q. 宣言地域以外の事業者でも対象になる？

A. 要件を満たす事業者であれば所在地や業種を問わず給付対象となります。ただし、地方公共団

体による時短要請に伴い、新型コロナ対応地方創生臨時交付金(以下、臨交金)を用いた協力金の支給対象となっている飲食店は対象外となります(協力金の支給を受けていない場合でも対象外)。

Q. 臨交金を用いていない協力金等の支給を受けている飲食店は？

A. 給付対象となり得ます。

Q. 宣言地域の外出自粛等で取引が期待できないため、自主的に休業している場合は？

A. 休業している事業者でも給付対象となり得ます。

Q. 一部の店舗や事業で要件を満たさず場合は対象？

A. 一時支援金は、事業者単位で給付を行うものであり、事業者全体で要件を満たさなければ対象にはなりません。

4月以降の住宅取得等資金贈与の非課税措置

直系尊属から住宅の新築・取得、リフォーム等に充てる資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置における非課税限度額は、令和3年度税制改正により、本年4月以降も3月までの非課税限度額に据え置かれることとなります。

これにより、本年4月～12月までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合の非課税限度額は、省エネ等住宅1500万円・一般住宅1千万円(消費税率10%適用の住宅の場合)です。

また、床面積要件(現行50㎡以上)について、受贈者の合計所得金額が1千万円以下である場合に限り、40㎡以上に下限を引下げます(令和3年1月以後の贈与に適用)。

マイナポイントは本年9月まで期間延長

昨年9月からマイナンバーカードを取得した方を対象に、選んだキャッシュレス決済サービスでチャージ又は買い物した場合に利用額の25%分のポイント(1人あたり5千円分が上限)を付与するマイナポイント事業が実施されていますが、ポイント付与の対象期間が半年間延長となり、本年9月末までのチャージ又は買い物が対象となります(今月末で終了する決済サービスもあります)。

なお、今月末までにマイナンバーカードを申請した方がマイナポイントの対象となります。